

作成日 2023/12/07
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 製品名 | ダイヤモンドドライカップ クロス |
| 会社名 | 株式会社MonotaRO |
| 所在地 | 〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階 |
| 担当者名 | 商品お問合せ窓口 |
| 電話番号 | 0120-443-509 |
| FAX番号 | 0120-289-888 |
| 緊急連絡先 | 所在地と同じ |
| 推奨用途 | 切断 |
| SDS作成上の留意点 | 本SDSは、原料および加工で生じる粉塵等についての情報となります。 |
| 整理番号 | M240201 |

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

| | |
|-------|---|
| 健康有害性 | 皮膚感作性 区分1A 生殖細胞変異原性 区分2 発がん性 区分2 生殖毒性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(消化器) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(心血管系 腎臓 造血系 中枢神経系 肺 末梢神経系 免疫系) |
| 環境有害性 | 水生環境有害性 短期(急性) 区分2 水生環境有害性 長期(慢性) 区分2 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。 |

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い
H351 発がんのおそれの疑い
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H370 消化器の障害
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による心血管系、腎臓、造血系、中枢神経系、肺、末梢神経系、免疫系の障害のおそれ
H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き 安全対策

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)

取り扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
 (P271)
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)

環境への放出を避けること。(P273)
 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)

| | |
|------|---|
| 応急措置 | 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。 (P302+P352) 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当を受けること。(P308+P313) 気分が悪いときは、医師の診察／手当を受けること。(P314) 皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合：医師の診察／手当を受けること。(P333+P313) 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364) 漏出物を回収すること。(P391) |
| 保管 | 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233) |
| 廃棄 | 施錠して保管すること。(P405) 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501) |

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

| 化学名又は一般名 | 濃度又は濃度範囲 | 化学式 | 官報公示整理番号 | | CAS番号 |
|----------|----------|-----|----------|-----|-----------|
| | | | 化審法 | 安衛法 | |
| 鉄粉 | 53.594% | Fe | 不明 | 不明 | 7439-89-6 |
| 銅 | 24.256% | Cu | 不明 | 不明 | 7440-50-8 |
| 炭素 | 14.29% | C | 不明 | 不明 | 7440-44-0 |
| すず | 2.983% | Sn | 不明 | 不明 | 7440-31-5 |
| 亜鉛 | 2.88% | Zn | 不明 | 不明 | 7440-66-6 |
| 鉛 | 1.74% | Pb | 不明 | 不明 | 7439-92-1 |
| マンガン | 0.111% | Mn | 不明 | 不明 | 7439-96-5 |
| ジルコニウム | 0.086% | Zr | 不明 | 不明 | 7440-67-7 |
| チタン | 0.06% | Ti | 不明 | 不明 | 7440-32-6 |

4. 応急措置

吸入した場合

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当を受けること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

眼に入った場合

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。
飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。
粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。

使ってはならない消火剤

情報なし

火災時の特有の危険有害性

燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

特有の消火方法

消火作業は、風上から行う。
周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
関係者以外は安全な場所に退去させる。

消防活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消防作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。
多量の場合、人を安全な場所に退避させる。
必要に応じた換気を確保する。

環境に対する注意事項

漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。

| | | |
|---------------------|---------|---|
| 封じ込め及び浄化の方法 及び機材 | | 漏出したものを掃き集めて紙袋またはドラムなどに回収する。 |
| 二次災害の防止策 | | 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。 |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | | |
| 取扱い | 技術的対策 | 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 |
| 安全取扱注意事項 | | この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 |
| 接触回避 | | 『10. 安定性及び反応性』を参照。 |
| 保管 | 安全な保管条件 | 『10. 安定性及び反応性』を参照。 施錠して保管すること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。 |

8. ばく露防止及び保護措置

| | 管理濃度 | 許容濃度(産衛学会) | 許容濃度(ACGIH) |
|--------|-------------------------------|---|-------------|
| 鉄粉 | 未設定 | 未設定 | 未設定 |
| 銅 | 未設定 | 未設定 | 設定あり |
| 炭素 | 未設定 | 【粉塵許容濃度】(第1種粉塵) 吸入性粉塵 0.5mg/m ³ 総粉塵 2mg/m ³ | 未設定 |
| すず | 未設定 | 未設定 | 設定あり |
| 亜鉛 | 未設定 | 未設定 | 未設定 |
| 鉛 | 0.05mg/m ³ (Pbとして) | 0.03mg/m ³ (Pbとして、アルキル鉛化合物を除く) | 設定あり |
| マンガン | 0.05mg/m ³ (Mnとして) | 総粉塵0.1mg/m ³ 吸入性粉塵0.02mg/m ³ (Mnとして、有機マンガン化合物を除く) | 設定あり |
| ジルコニウム | 未設定 | 未設定 | 設定あり |
| チタン | 未設定 | 未設定 | 未設定 |

| | 厚生労働大臣が定める濃度の基準 | |
|----|-----------------|--------------|
| | 8時間濃度基準値 | 短時間濃度基準値／天井値 |
| 鉄粉 | 未設定 | 未設定 |

| | | |
|--------|-----|-----|
| 銅 | 未設定 | 未設定 |
| 炭素 | 未設定 | 未設定 |
| すず | 未設定 | 未設定 |
| 亜鉛 | 未設定 | 未設定 |
| 鉛 | 未設定 | 未設定 |
| マンガン | 未設定 | 未設定 |
| ジルコニウム | 未設定 | 未設定 |
| チタン | 未設定 | 未設定 |

許容濃度(ACGIH)参照先:<https://www.acgih.org/>

| | |
|---------------|--|
| 設備対策 | 蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 |
| 保護具 | 呼吸用保護具 必要に応じて、適切な呼吸器用保護具を着用すること。 手の保護具 保護手袋を着用すること。 眼、顔面の保護具 保護眼鏡、保護面を着用すること。 皮膚及び身体の保護 具 保護衣を着用すること。 |
| 9. 物理的及び化学的性質 | 物理状態 固体 形状 固体 色 黄色 臭い データなし 融点／凝固点 データなし 沸点又は初留点及び沸点 データなし 範囲 可燃性 データなし 爆発下限界及び爆発上限 界／可燃限界 下限 上限 データなし 引火点 データなし 自然発火点 データなし 分解温度 データなし pH データなし 動粘性率 データなし 溶解度 水に不溶 n-オクタノール／水分配 データなし 係数 蒸気圧 データなし 密度及び／又は相対密度 データなし 相対ガス密度 データなし 粒子特性 データなし |
| 10. 安定性及び反応性 | 通常の条件下では安定している 通常の条件下では安定している |

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|-----------------------|----------------------------|
| 物理状態 | 固体 |
| 形状 | 固体 |
| 色 | 黄色 |
| 臭い | データなし |
| 融点／凝固点 | データなし |
| 沸点又は初留点及び沸点 | データなし |
| 範囲 | |
| 可燃性 | データなし |
| 爆発下限界及び爆発上限 界／可燃限界 | データなし 下限 上限 データなし |
| 引火点 | データなし |
| 自然発火点 | データなし |
| 分解温度 | データなし |
| pH | データなし |
| 動粘性率 | データなし |
| 溶解度 | 水に不溶 |
| n-オクタノール／水分配 係数 | データなし |
| 蒸気圧 | データなし |
| 密度及び／又は相対密度 | データなし |
| 相対ガス密度 | データなし |
| 粒子特性 | データなし |

10. 安定性及び反応性

| | |
|--------|----------------|
| 反応性 | 通常の条件下では安定している |
| 化学的安定性 | 通常の条件下では安定している |

| | |
|--|---|
| 危険有害反応可能性 避けるべき条件 混触危険物質 危険有害な分解生成物 | データなし 知見なし 強酸、強酸化剤 知見なし |
| 11. 有害性情報 | |
| 急性毒性 | 経口 |
| | 急性毒性推定値が2500mg/kgのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 |
| | データ不足のため分類できない。 (気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) データ不足のため分類できない。 (粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が5.3994741mg/lのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 |
| 皮膚腐食性／皮膚刺激性 | 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 |
| 眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性 | 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 |
| 呼吸器感作性 皮膚感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 | データ不足のため分類できない。 区分1Aの成分が24.25%のため、区分1Aとした。 区分2の成分が1.74%のため、区分2とした。 区分2の成分が1.74%のため、区分2とした。 (生殖毒性) 区分1Aの成分が1.74%のため、区分1Aとした。 ※区分1Bは0.111%含まれる。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。 区分1(消化器)の成分が24.25%のため、区分1(消化器)とした。 区分3(気道刺激性)の成分合計が27.325%のため、区分3(気道刺激性)とした。 区分1(心血管系)の成分が1.74%のため、区分2(心血管系)とした。 区分1(腎臓)の成分が1.74%のため、区分2(腎臓)とした。 区分1(造血系)の成分が1.74%のため、区分2(造血系)とした。 |
| 特定標的臓器毒性(単回 ばく露) | |
| 特定標的臓器毒性(反復 ばく露) | |

| | | |
|--------------------|---|--|
| | | 区分1(中枢神経系)の成分が1.74%のため、区分2(中枢神経系)とした。 区分1(末梢神経系)の成分が1.74%のため、区分2(末梢神経系)とした。 区分1(免疫系)の成分が1.74%のため、区分2(免疫系)とした。 区分1(肺)の成分が2.983%のため、区分2(肺)とした。 |
| 誤えん有害性 | | 動粘性率が不明のため、分類できないとした。 |
| 12. 環境影響情報 | | |
| 水生環境有害性 短期 (急性) | | (毒性乗率 × 10 × 区分1)+区分2の成分合計が28.911%のため、区分2とした。 |
| 水生環境有害性 長期 (慢性) | | (毒性乗率 × 10 × 区分1)+区分2の成分合計が28.911%のため、区分2とした。 |
| 生態毒性 | | データなし |
| 残留性・分解性 | | データなし |
| 生体蓄積性 | | データなし |
| 土壤中の移動性 | | データなし |
| オゾン層への有害性 | | データ不足のため分類できない。 |
| 13. 廃棄上の注意 | | |
| 残余廃棄物 | | 廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 |
| 汚染容器及び包装 | | |
| 14. 輸送上の注意 | | |
| 国際規制 | 海上規制情報 Marine Pollutant Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code | 非該当 applicable Not applicable |
| 国内規制 | 航空規制情報 陸上規制 海上規制情報 海洋汚染物質 MARPOL 73/78 附 属書II 及びIBC コー ドによるばら積み輸 送される液体物質 | 非該当 消防法の規定に従う。 非該当 該当 非該当 |
| 緊急時応急措置指針番号 | 航空規制情報 | 非該当 なし |

| | |
|---|--|
| 15. 適用法令 労働安全衛生法 | 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 危険物・発火性の物(施行令別表第1第2号) 鉛(施行令別表第4・鉛中毒予防規則第1条第1号) |
| | 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) |
| | すず及びその化合物(政令番号:322)(5%未満) マンガン及びその無機化合物(政令番号:550)(5%未満) 鉛及びその無機化合物(政令番号:411)(5%未満) 銅及びその化合物(政令番号:379)(20%-30%) 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項) 特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質(令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧) |
| 労働安全衛生法(令和6年4月1日以降) | 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9) |
| | すず及びその化合物(政令番号:322)(5%未満) マンガン及びその無機化合物(政令番号:550)(5%未満) 鉛及びその無機化合物(政令番号:411)(5%未満) 銅及びその化合物(政令番号:379)(20%-30%) 皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧) |
| 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質(令和8年4月1日施行予定分) | 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) |
| 毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) | 亞鉛(政令番号:1)(5%未満) 非該当 第1種指定化学物質、特定第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1、施行令第4条) |
| 消防法 水質汚濁防止法 | 鉛及びその化合物(管理番号:697)(1.7%) 非危険物 有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条) 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) 生活環境汚染項目(法第2条、施行令第3条、排水基準を定める省令第1条別表第2) |
| 大気汚染防止法 | 有害物質(法第2条第1項第3号、施行令第1条) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申) |

| | |
|----------------------|--|
| 外国為替及び外国貿易法 | 輸出貿易管理令別表第1の1項 輸出貿易管理令別表第1の2項 輸出貿易管理令別表第1の16の項 |
| 道路法 | 車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2) |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4) |
| 特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法) | 特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号) |
| 水道法 | 有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号) |
| 下水道法 | 水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4) |
| 労働基準法 | 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1) |
| じん肺法 | 法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業 |
| 土壤汚染対策法 | 特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条) |

16. その他の情報

| | |
|------|--|
| 連絡先 | 情報なし |
| 参考文献 | 製造元メーカー提供資料 NITE GHS分類結果一覧 JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS) 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイド 日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム「ezSDS」により作成。 |

その他

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合は、用途・用法に適した安全策を実施の上、ご利用ください。

この情報は、新しい情報を入手した場合、予告なしに改訂されることがあります。